

本部事務所

我々党本部事務所を左記の所に設置す

京都市上京区御幸町通御池下ル
水谷法律事務所内

電話 本百三三一〇番

(1)

規約

第一章 名称

第一條 本党は労働大衆党と稱し、本部を京都に置く

第二章 目的

第二條 本党は党の綱領、政策、宣言、及び決議を貫徹するを以て目的とす

第三章 構成

第三條 本党は党の綱領規約を遵守する個人を以て構成す

第四章 機関

第一節 党大會

第四條 党大會は党の最高機関にして、代議員、